

安全の手引き

令和 8(2026)年版



在タイ日本国大使館
在チェンマイ日本国総領事館

目 次

1 はじめに	1
2 防犯の手引き	1
(1)防犯の基本的心構え	
(2)タイ国の犯罪発生状況	
ア 日本人の犯罪被害状況	
イ 防犯のための具体的注意事項	
ウ 日本人が逮捕された事例	
エ 注意すべきその他のトラブル	
3 交通・医療事情	10
(1)交通事情と事故対策	
ア 歩行者の留意事項	
イ 運転者の留意事項	
ウ 事故が発生してしまった場合の留意事項	
(2)医療事情	
4 在留邦人用緊急事態対処マニュアル	12
(1)平素の準備と心構え	
ア テロ発生状況	
イ 旅券の保管	
ウ 食料及び現金の準備	
エ 連絡網等の確立	
(2)緊急時の行動	
ア 情報の入手	
イ 安否確認等の実施	
ウ 避難・退避の実施	
5 おわりに	16
(1)大使館・総領事館からのお願い	
(2)連絡先	
(3)主要連絡先	
ア 日本人関係団体	
イ 警察関係	
ウ 火災及び救急車	
エ 主な病院(救急車の要請可)	

オ 主な航空会社

(4)いざという時のための簡単タイ語

1 はじめに

皆様は安全対策についてどのようにお考えでしょうか。海外では自ら努力しなければ安全は手に入りません。海外で安全に暮らすには皆様自身が常日頃から安全対策を意識し、実行することが大切です。

タイでは、銃器や薬物が比較的容易に入手できる現状等を背景に、日本の数倍の割合で殺人及び強盗事件等の凶悪犯罪が発生しています。

在タイ日本国大使館及び在チェンマイ日本国総領事館では、各関係機関の協力を得つつ、在留邦人及び旅行者の皆様が安心してタイに滞在していただけるよう努力していますが、皆様ご自身におかれましてもタイの実情を良く把握し、情報収集を怠らないよう、日頃からの安全対策を積極的に心がけていただくようお願いいたします。

2 防犯の手引き

(1) 防犯の基本的心構え

タイで安全に滞在するための基本的な心構えとしては次のものが挙げられます。

●近づかない

「危険な場所」には不用意に近づかない、夜間の外出や無用な一人歩きを避けるという心がけが大切です。タイ、特にバンコクにおいては、歓楽街や繁華街やスラム街が混在します。それらに近づかなければ、犯罪被害に遭う確率は格段に下がります。

●慌てない

不幸にも犯罪被害に遭った場合の対処です。まずは、生命と身体の安全を第一に考え、場合によっては、犯人の要求に抵抗しない態度を示すことが必要です。なお、その際、後に警察に被害届を出すための、犯行の状況や犯人の特徴などをできるだけ記憶し、鮮明化しておくことが大切です。

●楽観視しない

一般的に他の外国と比較して、「タイは安全、治安が良い」と言われていますが、それでも日本国内と比較すれば、市街地におけるスリ・詐欺事件などの犯罪から、時には、発砲事件、爆発事件等に至るまで、様々な事案が多く発生しています。「タイなら大丈夫、安全」と自分の中に勝手な安全基準を持って、タイの犯罪情勢を楽観視してはいけません。

(2) 特殊詐欺・闇バイトに関する注意喚起

近年、東南アジアを中心とする海外において、「短期間で多額の報酬を得られる」といった、いわゆる闇バイトの謳い文句に誘われ、犯罪組織等いわゆる「かけ子」として海外で特殊詐欺に加担させられるケースや意図せず違法薬物(大麻等)の運び屋として犯罪に加担した結果、現地警察に拘束される事案が多く発生しています。

このような求人に安易に応募することがないよう、また、意図せず犯罪の加害者になることがないよう、十分慎重に行動してください。

(3) タイ国の犯罪発生状況

タイ警察がまとめた 2025 年の犯罪統計によれば、殺人・傷害致死事件(未遂含む)の通報は 3,981 件、強姦性交等事件が 1,875 件、盗難事件等が 34,961 件となっております。また、銃器・爆発物関連事案では 48,374 人、薬物犯罪事案では 418,104 人がそれぞれ検挙されており、薬物や銃器の氾濫が殺人事件(未遂を含む)などの凶悪事案の多発の要因とも言われています。一方、タイにおいて日本人が巻き込まれる被害の圧倒的大多数は窃盗、詐欺等ですが、以前には日本人が強盗致傷の被害者となった事例もありました。

その他、2025 年には、外国人男性(または男女)から「おれを見せてほしい」などと声を掛けられ、やりとりをしている間に現金、クレジットカードを抜き取られた被害も複数件報告されています。

タイにおける凶悪事件発生率は、日本と比べても非常に高い水準で推移していますので、十分注意してください。

ア 日本人の犯罪被害状況

2025 年、タイ大使館、チェンマイ総領事館に報告があった日本人の犯罪被害で、最も多かった被害はスリ・置き引き等窃盗で、件数は 128 件となっています。スリや置き引きの手口は多様化していますが、複数名がグループになり被害者の注意をうまくそらせた上で犯行に及ぶケースが多数発生しています。また、詐欺被害は 22 件、恐喝・脅迫被害は 2 件の報告がありました。旅券は、盗難が 86 件、紛失(盗まれたものか明確でないものも含む)が 267 件で合計 353 件が同年中に無くなっています。

イ 防犯のための具体的注意事項

(ア) 住居について

住居選びは侵入盗対策において非常に重要です。以下に注意点を記します。

- 守衛・監視カメラ・十分な照明の有無
- 「錠の取り換え」「錠の増設」の検討(元の住人やその使用人が合鍵を持っている可能性があるため)
- アパートのスタッフや使用人に対する十分な指導(主人の許可なしに外部の人間を家の中に入れない)
- 使用人に対する適度な警戒(使用人による盗難被害の報告もあります。大切なものは決して目に付く場所に放置しないようにしましょう。)

(イ) 外出時について

外出時は犯罪被害にもっとも遭いやすく、以下に事例と注意点を記します。

a 窃盗

- 事例 1: 日本からタイに入国した方が、首都バンコクにあるホテルに宿泊中、

部屋の一室内に蟻が発生したことから、害虫駆除作業をホテル側に依頼したところ、ホテル従業員が来訪した。駆除作業中、同室内から出るように言われ室外にいたため、財布から目を離していたところ、チェックアウト時に同室のクローゼット内に入れていた財布の中から日本円が盗まれていたことに気付いた。

注意点：貴重品は部屋に置かず、必ずホテルの貴重品入れ（セーフティボックス）に預ける。ただし、ホテル側の安全体制に疑問がある場合は個人で管理する必要がある。

- 事例 2：市場などの人ごみや電車内などで複数の人物に取り囲まれ、鋭利なものでバックを切られ、またはバッグのチャック等を開けられ、財布やスマートフォン等の貴重品を盗まれる。

注意点：混雑した場所ではバッグは身体の前に持ち、また財布や貴重品は、ズボンの後ろポケットやバッグのすぐ取り出せるところに入れない。

- 事例 3：（抱きつきスリ）：歩行中、数名の子供や女性等がなれなれしく身体に触れたり、抱きついたりして気をそらせ、ポケットから財布等の貴重品を盗む。

注意点：風俗店や飲食店の多い繁華街を歩く際には、このスリの手口に気をつける。

- 事例 4：第三国から航空機でタイに向かう際、頭上の荷物収納棚にバッグを入れていたところ、バッグを開けられ、100 米ドル紙幣を1 米ドル紙幣にすり替えられたり、封筒入りの現金を盗まれた。

注意点：現金等の貴重品は、頭上の収納棚に入れることなく肌身離さず自身の見える範囲で保管するとともに、トイレ等を利用する際には、座席付近に置きっぱなしにしない。

b ひったくり、強盗

- 事例 1：深夜、徒歩で通行中、二人組のバイクに乗った者に、突然刃物で身体を数箇所刺された後、現金を強奪される。

注意点：日本人が多く居住する地域であっても、夜間帯の単独での行動を避ける。

- 事例 2：歩道を歩いていると二人乗りのバイクがすれ違いざまに手提げカバンやショルダーバックをひったくり逃走する（前方から来るバイク、後方から来るバイクを問わない）。

注意点：歩行する際はバックを道路と反対側に持つようにする。

- 事例 3：トゥクトゥク（三輪タクシー）に乗車中、後方から来たバイクがバックなどをひったくり逃走する。

注意点：トゥクトゥク、シーロー（軽トラック・タクシー）等に乗車中は荷物を身体から離さない。

- 事例 4：夜間、一人でソントオ（乗合タクシー）に乗車する際、助手席（タクシー運転手の隣）に乗車し、人気のない場所で、タクシー運転手にナイフで脅

され、現金等を強取される。

注意点：特に夜間は、一人でソソテオに乗車することは避け、どうしても乗車する必要がある場合には、他の乗客が乗車する車両を選択するか、後部座席に乗車する。

c 置き引き

- 事例 1: レストランやフードコートにおいて、座席の背もたれに荷物をかけ、食事をしていたところ、ほんの僅かの隙に荷物を何者かに持ち去られる。
- 事例 2: 公園等でベンチに座った際、横に荷物を置いて読書等をしていたところ、いつの間にか荷物がなくなっている。

注意点：どのようなときでも、荷物は自分の見えるところに置き、貴重品は身体から離さない。

d 睡眠薬強盗

- 事例：パブなどから連れ出した女性や、親しげに声をかけてきた人物と飲食をしていたところ、飲み物に睡眠薬等を入れられ、眠り込んだところで金品を盗まれる。このとき、朦朧としているが、昏睡するわけではないため、犯人が言うままにキャッシングをさせられるケースもある。その後、被害者がバンコク都内から地方の県に運ばれ、路上に放置されたというケースもある。

注意点：その日に出会った相手と飲食をするに際しても、常に自分の飲食物や相手の行動に注意を払う。

e 性犯罪

- 事例 1: 夜間、女性が一人でタクシーやバイクタクシーに乗車した際に、車内で運転手からけん銃やナイフなどの凶器で脅されたり、わいせつ目的で連れ回される。
- 事例 2: 旅先で親しくなった男性から突然わいせつ行為を受ける（特にビーチリゾート）。
- 事例 3: 裏通りにあるマッサージ店を利用したら、男性マッサージ師からわいせつ行為を受けた。

注意点：夜間、不必要に出歩かないということが基本ですが、どうしても出かける必要がある場合には、なるべく一人歩きを避け、遠回りでも幹線道路など明るくて広い通りを利用するとともに、肌を露出した服装をしないことや、相手が勘違いするような態度を取らない。

f 詐欺

- 事例 1 (寸借詐欺)：自称シンガポール人や中東系で航空会社のパイロットを名乗る男性や自称台湾人の人物が、偽の名刺等を渡して信用させた上で、「キャッシングができなくて困っている。後ほど、あなたの銀行口座に送金するので、とりあえず立て替えてほしい」などと言って接近し、同情を引く

ように仕向け、現金をだましとる。

注意点：見知らぬ相手から金銭貸借の相談を受けても相手にすることなく、その場を立ち去る。

- 事例 2(見せ金詐欺)：親しげに「日本人ですか？今度日本に行きます。円のレートを教えてください。その前に日本円を見せてください」など英語と日本語を話しながら、近づいてくる。会話中に財布の中から現金が抜き取られる。

注意点：見知らぬ相手から「日本円を見せてください」と言われたら、相手にすることなく、その場を速やかに立ち去る様に心掛ける。

- 事例 3(オーダーメイド詐欺)：タクシーやトゥクトゥクの運転手が、有名な観光スポットである王宮や寺院等の周辺で声を掛け、宝石店や洋服(オーダーメイドのスーツ等)店に連れて行く。店では「貴重な宝石です。日本で高く売れます」や、「カシミア(タイシルク)100 パーセントのスーツ(シャツ)です」などと言われるが、実際には粗悪品であることが多い。また、返品等も受け付けない。

注意点：宝石やオーダーメイドスーツなどの高級品は、事前に店舗を調査し、定評のある店を選んで購入する。購入前には、必ず返金制度等について確認する。

- 事例 4(ホテル従業員のなりすまし詐欺)：ホテル宿泊者がチェックインしようとしたところ、従業員と名乗る者から声を掛けられ、宿泊代を支払うが、実はホテル従業員ではなかった。

注意点：従業員を示す名札や制服等の確認、支払いの際は請求(注文)書の内容を確認し、領収書は必ずもらう。

- 事例 5(クレジットカード抜き取り詐欺)：ゴルフ場において、シャワーを浴びている間に、ロッカーのカギを開けられ、財布の中からクレジットカードを抜き去られる。すぐには犯行が分からぬよう、現金はそのまま、他人名義のカードにすり替えられる。

注意点：貴重品等は肌身離さず、ロッカー等を信用し過ぎない。ゴルフ場での財布の取り扱いには十分気を付ける。

- 事例 6(架空の入院事案による詐欺)：しばらく連絡がとれていなかった親族と称する者から、「今バンコクの病院に入院しており、手術費用が必要なので送金してほしい」等との連絡があり、日本から送金したが、後になって、入院は架空のものであったことが判明した。

注意点：送金を行う前に、親族の入院先とされる病院に問い合わせを行い、入院事実の裏付けがとれるまでは安易に送金しない。

(ウ) 日本人が逮捕された事例

a 薬物使用

軽い気持ちや好奇心から大麻、覚醒剤、合成麻薬（通称ヤーバー）等の薬物に手を出したところ、パブなどの一斉捜査やおとり捜査等から薬物所持や使用罪で逮捕される日本人がいます。2025年には、販売目的で覚醒剤等を所持していた日本人が逮捕される事案もありました。

タイでは、大麻に関する規制緩和が進められており、大麻を含む飲食物や化粧品等が広く流通しているほか、2022年6月には、大麻が規制薬物のリストから除外され、家庭栽培が解禁されるなどしております。しかし、タイにおいて、解禁されたのは旧来より承認されている医療等を目的とする使用のほか、含有成分に厳しい制限を設けて製品化された食品や化粧品等に限られます。引き続き娯楽目的での使用は認められておらず、公共の場で大麻を吸引することなども禁止されています。日本では大麻取締法に基づき大麻の所持・施用等が禁止されており、日本に大麻を持ち込もうとした場合等には同法による処罰の対象となります。また、国外において大麻をみだりに、栽培したり、所持したり、譲り受けたり、譲り渡したりした場合などに罰する規定があり、罪に問われる場合があります。大麻を乱用した場合には、幻覚作用や記憶への影響、学習能力の低下等の健康被害が生じることも指摘されています。実際にバンコクやプーケットなどの観光地において、大麻や大麻クッキーを摂取したことによる精神錯乱、違法薬物の過剰摂取による死亡事案等が発生しています。日本及びタイの法令を遵守の上、トラブルに巻き込まれたり、御自身の健康を損ねたりすることがないように、安易に大麻に手を出さないように御注意ください。

b 密輸

知人（または知らない人）からスーツケースを預かったところ、中から違法薬物や国外持ち出し禁止動植物が発見され逮捕される事例があります。

近年では、日本人がSNS等で知り合った人物から依頼されて、タイで荷物を受け取り、第三国に入国した際等に同荷物から大麻等の違法薬物が発見されて逮捕される事例も発生しています。

タイの薬物に対する処罰は大変厳しく、販売目的の所持、密輸であった場合、死刑、終身刑が科される場合があります。安易な気持ちや好奇心から違法薬物には絶対に手を出さず、また空港等で見知らぬ者から荷物を預かったりすることのないように十分注意してください。

また、ウィークエンドマーケット等の市場で販売されている亀やサル、カワウソ等の希少動物を無許可で持ち出すことはできません。小動物を持ち出す場合は事前に動物検疫所に問合せした上で、手続きを取る必要があります。

2025年中にも、タイ国内の空港において、ヘビや亀等の爬虫類を無許可で持ち出そうとした日本人が逮捕された事案がありました。

参考：ワシントン条約 経済産業省ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/

c 万引き

空港免税店やホテルにおいて、日本人が万引きで逮捕される事例が時折報告されています。空港免税店側は万引きに対し厳しく対応しますので、少額商品であっても警察に引き渡され、裁判が行われるまで刑務所に収監されます。裁判の結果、数か月から数年の禁錮刑を言い渡される場合もあります。2025 年にも、数名の日本人が万引きにより逮捕されています。

d 偽造出入国スタンプ・偽造査証

「査証取得手続き代行」、「滞在許可延長」等の手続きを業者に依頼していたところ、偽造出入国スタンプや偽造査証が押されていたため、出国の際に偽造公印行使罪で逮捕され 1 年間の懲役刑を受けた事例があります。

(エ) 注意すべきその他のトラブル

a 不法滞在

日本国旅券所持者は、入国目的が観光である場合、陸路及び空路の入国方法を問わず、ビザなしで 60 日間の滞在が認められています(各種査証・入国手続等について告知なく変更等される可能性もありますので、渡航等をお考えの方は、必ず駐日タイ大使館やタイ入国管理局等にご確認するようお願いいたします)。仮に期限を越えて滞在した場合は、軽微な違反であれば出国時に一日当たり 500 バーツの罰金を支払うことで出国を認められることもありますが、警察官の職務質問を受けた際に旅券の提示を求められ、不法滞在が判明した場合等には、身柄を拘束され、強制送還となるおそれもあります。2025 年にも、日本人が不法滞在により拘束され、退去強制となった事案が複数発生しています。

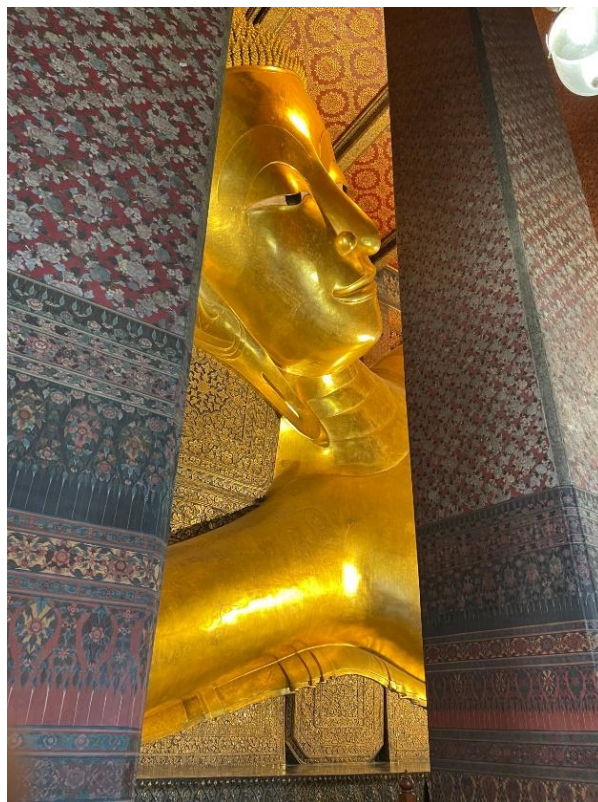
さらには、ビザの免除措置を利用して近隣国への出入国を繰り返し、事実上長期滞在を行っているケース(いわゆる、ビザラン)が増加しているとして、入国管理局がその取り締まりを強化しており、再入国を拒否されるケースも起きていますので、必ず滞在目的に合ったビザを取得するようご注意ください。

さらには、ビザの免除措置を利用して近隣国への出入国を繰り返し、事実上長期滞在を行っているケース(いわゆる、ビザラン)が増加しているとして、入国管理局がその取り締まりを強化しており、再入国を拒否されるケースも起きていますので、必ず滞在目的に合ったビザを取得するようご注意ください。

入国や査証の取得等に当たってはタイ入管当局で確認するか、[駐日タイ大使館のホームページ](http://site.thaiembassy.jp/jp/visa/about/)(<http://site.thaiembassy.jp/jp/visa/about/>)等をご参照ください。

b 90 日レポートの提出

タイ国内に連続して 90 日以上滞在する場合、90 日毎に入国管理局にて居住地を



届け出る必要があります。同手続きを怠っていると、出入国時や滞在許可延長時にこれを指摘され、最高で 4,000 バーツの罰金が科せられます。

あわせて、タイ国内にお住まいの方やご旅行をお考えの方は、タイ入国管理局や駐日タイ王国大使館等のプレスリリース等には常に注意を払い、ホームページ上の確認や直接問い合わせるなどし、ビザ取得条件や滞在中の入国管理局における届け出義務等変更点がないか最新情報の入手に努めてください。

c パスポートの携帯

警察官または入国管理局職員により職務質問された際、パスポートの提示を求められることがあります。パスポートを携帯する時には盗難及び紛失にご注意ください。

d 入国拒否

入国審査時に、入国管理局職員等に対し大声を出したり、カウンターを叩くなどして抗議したことで事態を悪化させ、入国拒否を受けたり警察に引き渡され罰金を支払う事態になった事例が報告されています。また、旅券のページの一部破れ・欠落があったり、出入国印やビザ以外のもの（メモ書き、観光地の訪問記念スタンプ、小売店のポイントシール等）があったり、所持人の写真部分が汚損していたりしたために出入国を拒否されたケースもあります。

e タイデジタル到着カード(TDAC)について

タイ入国管理局は、タイに入国する旅行者の入国手続きを円滑にするため、2025 年 5 月 1 日からタイデジタル到着カード(Thailand Digital Arrival Card:TDAC)の使用を導入しています。タイに入国する全ての非タイ国籍者は、陸路、海路、空路を問わず、TDAC をオンライン登録する必要があります。登録はタイ到着の 3 日前(到着日含む)から可能です。また、公式サイト以外のサイトを利用した結果、登録にあたり料金を請求されたり、クレジットカード情報を入力させられるなどのトラブルが発生しています。インターネット上には、TDACの偽サイト等も存在することから、登録にあたっては公式サイトを利用するよう心がけてください。

・TDAC公式サイト(タイ入国管理局)

<https://tdac.immigration.go.th>

f たばこ・酒の不法持込みによる摘発

タイ物品税局では、たばこの不法所持、不法持込みについての摘発を強化しており、違反者に対し高額な罰金を科しています。免税たばこの持込みは、紙巻きたばこの場合一人につき 1 カートンまでとなっています。団体旅行等で、一人が他の人の分も合わせてまとめて持っていた場合も、免税範囲を超えたとして、没収及び罰金の対象となります。免税範囲を超えて、タイ国内に持ち込もうとした場合、税関検査で摘発されると高額な罰金を科せられるほか、物品も全て没収されますので、十分注意してください。また、酒類も同様で、一人 1 本 1 リットルまでです。なお、電子たばこ(アイコ

ス等をはじめ、加熱式のたばこを含む)の持込み・所持・使用・販売は禁止です。

g 貨幣や有価証券、金等の持込み、持出し

タイバーツの持込み・持出しは 45 万バーツを超える場合税関申告が必要です。加えて、持出しは 5 万バーツを超える場合、タイ中央銀行の許可が必要となります。外貨は持込み・持出し共に 1.5 万米ドル相当額を超える場合税関申告が必要です。

	持込み	持出し
タイバーツ	45 万バーツ超は税関申告が必要	5 万バーツ超はタイ中央銀行の許可が必要・45 万バーツ超は税関申告が必要
外貨	1.5 万米ドル相当以上は税関申告が必要	

金(板状・延べ棒など)は量に関わらず申告しなければなりません。過去には、知らずに持ち出そうとして、没収される事案が発生しました。

h モバイルバッテリー等の飛行機内への持ち込み

近年、タイ国内線を利用時、いわゆるモバイルバッテリー等を機内に持ち込もうとする際に、ワット時定格量(Wh)の記載がないために、機内持ち込みが不可となるケースが発生しています。モバイルバッテリー等の機内持ち込みに関してのルール等は、以下のリンク先等を御参照ください。ワット時定格量が不明確な場合は、国内線・国際線に関わらず、機内持ち込み等ができない可能性や没収される場合もありますので、事前に最新の情報収集にお努め下さい。

・モバイルバッテリー等予備電池の持ち込み規約(AOT)

<https://www.airportthai.co.th/en/aot-reiterates-rules-on-bringing-lithium-batteries-on-board/>

i 無免許運転

タイでは、日本国運転免許証のみで運転することはできません。国際運転免許証やタイ国運転免許証を持たずに運転することは無免許運転となります。また、日本では普通免許があれば原付(50cc以下の原動機付自転車)を運転できますが、タイでバイクを運転するには自動車免許とは別にバイク免許を取得する必要があります。国際免許証に自動車だけが運転できる対象となっても、小型バイクの運転はできません。かかる無免許運転中に不幸にして事故に遭った場合、罰金対象になるだけでなく、海外旅行傷害保険に加入していても、運転資格のない者の事故として、保険適用になりません。

j レンタカー、レンタルバイク、ジェットスキー

タイ国内のリゾート地で車やバイク、ジェットスキーをレンタルした際に、返却時になって店側より「車体(船体)に傷を付けた」「破損させた」として、高額な修理代を請求されるケースがあります。レンタルする前には必ず、店側と一緒に車体(船体)の状況を確認し、傷の有無を確認するようにしてください。またカメラ等で損傷部分の写真を撮

るなどして、返却時のトラブルに備えてください。

k 喫煙

喫煙が可能な場所は制限されています。例えば、国内の一部空港、公共交通機関や、レストラン、カラオケスナック、バー等のエアコンの効いた屋内飲食店は全面禁煙、公共の建物、ウィークエンドマーケット等は喫煙所を除き禁煙となっています。違反者や路上でたばこの「ポイ捨て」を行った場合には、数千バーツの罰金が科される場合があります。なお、電子たばこ（加熱式たばこを含む）のタイへの持込み・使用は禁止されています。違反した場合、最高で 10 年以下の懲役または 50 万バーツの罰金が科せられる場合があります。

l 男女トラブル

近年、外国人と国際結婚をされる方々が増えていますが、なかには結婚生活に破綻を来し、一方の親が他方の親に無断で子供を国外に連れ出してしまうケースも増加しており、国際問題になっています。

タイは、このような問題を解決するために定められた「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（ハーグ条約）の締約国です。条約の具体的な内容については、以下の外務省ホームページを参考にしてください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>

また、タイ人との交際について、「交際していたタイ人に宝石をプレゼントしたが、その後、連絡が取れない」、「結婚前提に交際していたタイ人に家や土地、車購入の資金を渡したが、逃げられた」等の事例が発生しています。

m 生活費困窮

旅行者の方の中には、タイに到着後「保有しているクレジットカードが何らかの原因で使えなくなった」、「現金やカード類が盗まれた」、「遊興費として使い果たしてしまった」等の理由から、タイでの生活資金が底を突いてしまうケースも見受けられます。また、スマートフォン・携帯電話機等の紛失から本邦にいる家族や友人等に早期に連絡がとれない事案も発生しています。海外渡航前に、今一度海外におけるクレジットカード等の使用方法の確認や、ご家族の方の連絡先等をメモに書き出しておくなどしてください。

3 交通・医療事情

(1) 交通事情と事故対策

タイの運転マナーは一般的に良いとは言えず、運転技術が劣る人も相当多いことやスピードもかなり出していることから、交通事故の発生も多く、死亡・重傷事故も多くなっています。また、車優先の交通社会のため、道路の歩行や横断に際しては細心の注意が必要となります。日本とはルールも環境も異なることを十分留意の上、現地

の人たちがやっているからといって危険な行為は絶対に真似しないようにしてください。事故に遭う可能性を少なくするために、以下の点に十分注意して身を守ってください。

ア 歩行者の留意事項

- 歩行者優先の意識が低い
ため、道路を横断する際には、
たとえ青信号であっても左右
の安全を十分確認する。
- タクシーを降りる際、後方
から進行して来るバイクに十分
気をつける。
- 歩道であっても、バイクが
走行してくることがあるため、
いわゆる歩きスマホ等は避
け、周囲への注意を怠らない。



イ 運転者の留意事項

運転する際は次の点に留意してください。

- タイにおいても飲酒運転は禁止されています。タイ国家警察は、飲酒運転を取り締まっており、飲酒運転により逮捕された場合には勾留罰金等の重い罪が科されます。
- バンコク都内やチェンマイ市内は一方通行の箇所が多くあり、特にバンコク都内は時間別の交通規則を採用している場所もあることから、通行方向や走行車線が一定せず複雑であるため、事前に走行ルートをよく確認するとともにタイの交通法規を遵守し安全運転に努めてください。
- バイクが車両の隙間をぬって走行したり、信号無視や逆走することも珍しくないため、車線変更の際は十分気をつけてください。
- 車線変更時にウィンカーを出さない車両が多いので危険予測運転を心掛ける。
- 車間距離不足による追突事故、車線変更時の接触事故が多いので、車間距離を十分取るようにする。

ウ 事故が発生してしまった場合の留意事項

- 怪我人があれば救護措置をとり、警察へ通報を行う。また、加入している保険会社に連絡し、事後処理を依頼する。
- 現場の保存のため可能な限り車両は動かさない。やむを得ず移動させる際は、路面に印をつけるか、カメラ等で現場の状況を撮影しておく。
- 言葉の問題、事後処理の面からもタイ人スタッフや通訳人の派遣を要請する。
- 警察から書類に署名を求められた場合、内容を良く確認した上で署名する。
- タイでの保険・賠償金は日本と比べると、非常に低く、不幸なことに日本人が交通

事故の被害者となっても、加害者に補償能力がない場合もあるため、自分自身でも保険に加入しておく。

(2) 医療事情

タイにおける医療事情については、以下の外務省ホームページを御参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/thailand.html>

4 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

大規模災害やそう擾・テロなどの緊急事態は、いつ発生するか分かりません。2025 年中にはカンボジア国境付近における軍事衝突や、ソンクラーク県ハートヤイ地区で大規模な洪水が発生するなどしました。万が一緊急事態が発生した際には、在タイ日本国大使館及び在チェンマイ日本国総領事館が在留邦人の皆様への迅速な情報提供や安否確認等を行っていきますが、何よりも重要なことは、皆様自身が、日頃からの事前の準備を行い、発生の際に、その下で慌てず冷静に対応していくことです。

(1) 平素の準備と心構え

ア テロ発生状況

タイにおいては、2015 年 8 月、首都バンコク中心部のラチャプラソン交差点付近において爆発事件が発生し、外国人を含む 20 名が死亡し、日本人 1 名を含む多数の負傷者が発生したほか、2016 年 8 月には中部のリゾート地フアヒン繁華街や南部トラン県の市場、プーケット、スラタニー、フアヒンにおいて爆発事件が発生し、4 名が死亡しました。また、2019 年 8 月初旬には、バンコク中心部において連続爆発・放火事件が発生しました。

タイ深南部地域(ナラティワート県、ヤラー県、パッタニー県及びソンクラーク県)においては、分離独立を標榜するイスラム系武装集団が存在し、同集団による襲撃・爆発物事件が発生しており、2025 年 6 月には南部(パンガー県、プーケット県、クラビ県)の観光客が訪れるエリア等で爆発物が発見される事案も発生しました。また、2026 年 1 月にはタイ深南部の複数のガソリンスタンドにおいて爆発事案が発生しています。

誘拐、脅迫、テロ等に遭わないよう、また、巻き込まれることがないよう、海外安全情報及び報道等により最新の治安・テロ情勢等の関連情報の入手に努め、日頃から危機管理意識を持つとともに、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

イ 旅券の保管

旅券の有効期間が 6 か月以上残っていることを確認しておくとともに、緊急時にすぐ持ち出せるよう自身で管理してください。なお、タイ国の再入国許可は常に有効なものにしておくようにしましょう。

ウ 食糧及び現金の準備

少なくとも家族全員が 10 日間生活できる程度の飲料水及び食糧、現金を常時用意しておきましょう。

エ 連絡網等の確立

(ア) 連絡網の整備

緊急事態が発生した場合には、日本及びタイ国内の家族や関係者からの安否の確認が殺到することが考えられますが、タイ国内所在の会社がそれぞれ社員及び家族の安否を取りまとめて日本側の本社や日本の家族・関係者に連絡がなされるよう予め体制を整えておく(会社内(家族を含む)の連絡網の整備、会社内の非常時責任者等の選定、電話が不通になった際のお互いの連絡方法の確認など)ことが望まれます。

また、会社内で決定した一時避難場所、退避時期を伝達する際にも、本連絡網が重要となります。

(イ) 情報入手方法の確立

緊急事態が発生した場合には、正確な情報を入手することが重要となります。平素から各種情報の入手先やラジオ放送の周波数等を確認するなど、入手方法の確立に努めてください。

(ウ) 在留届の提出

旅券法第 16 条に基づき海外に 3 か月以上滞在する場合には在留届の提出が義務付けられています。緊急事態が発生した際に、在留届を基礎資料として日本国大使館・総領事館は在留邦人の方々の安否確認、緊急連絡等を行うため、必ず提出するようにお願いします。提出は下記サイトからオンライン提出できます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp>

円滑な安否確認、緊急連絡が行えるよう、記載事項変更(転居等による住所変更・携帯電話番号や e-mail アドレスの追加・変更等)、または帰国による転出等があれば必ず更新してください。

(エ) 「たびレジ」の登録

3 か月未満の短期渡航者の方(海外旅行者・出張者を含む)向けのシステムとして、外務省海外安全情報配信サービス「たびレジ」があります。登録者は、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、また、いざという時の緊急連絡の受け取りが可能ですので、ぜひ活用してください。登録は上記在留届と同じサイトからできます。

(2) 緊急時の行動

ア 情報の入手

(ア) テレビ、ラジオ等からの情報の入手

緊急事態が発生した際には、事態の状況、タイ政府の措置等に関する正確な情報を入手し、冷静に行動することが重要です。テレビ、ラジオ、インターネット等から最新

の情報を入手するよう努めてください。

(イ) 在タイ日本国大使館、在チェンマイ日本国総領事館からの情報提供

在タイ日本国大使館及び在チェンマイ日本国総領事館では、在留届提出者・たびレジ登録者に対する緊急メールの配信やホームページ上での情報提供を行います。こうした情報提供が受けられるよう、上述のとおり長期滞在される方は在留届の提出を、3 か月未満の短期渡航者の方は「たびレジ」に登録をするようお願いいたします。

(ウ) 海外安全情報の確認

外務省の海外安全ホームページに掲載されております。以下では大きく「危険情報」「感染症危険情報」と「スポット情報」について説明します。

a 「危険情報」は、渡航・滞在先にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、その国の治安情勢やその他の危険要因を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。危険情報では、対象地域ごとに 4 つのカテゴリー(下記参照)による安全対策の目安が冒頭に示されます。また、本文中には危険情報を出している地域ごとの詳細な治安情勢や具体的な安全対策などのきめ細かい情報を掲載しています。

ただし、危険情報それ自体には、国民の渡航・滞在を制限するような強制力はありません。あくまでもその国・地域の安全対策の目安を示したものです。最終的に渡航や退避の判断をするのは皆様自身となりますので、その際にはこの危険情報を参考に適切な判断をしてください。

b 「感染症危険情報」は、新型コロナウイルス・mpox 等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在先にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報です。

危険情報の 4 段階のカテゴリー(下記参照)を使用し、世界保健機関(WHO)等国際機関の対応や、発生国・地域の流行状況、主要国の対応等を総合的に勘案して発出します。また、4 段階のカテゴリーごとの表現に収まらない感染症特有の注意事項を状況に応じて付記しています。

【安全対策 4 つの目安(カテゴリー)】

「レベル 1: 十分注意してください。」

その国・地域への渡航、滞在先に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。

「レベル 2: 不要不急の渡航は止めてください。」

その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には、特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。

「レベル 3: 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」

その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、

現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性の検討や準備を促すメッセージを含むことがあります。)

「レベル 4: 退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」

その国・地域に滞在している方は、滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

○「スポット情報」とは、特定の国や地域において日本人の安全に関わる重要な事案が生じた際、あるいは生じる可能性がある場合に速報的に出される情報です。その内容は、テロや紛争に関する情報のように日本人の生命に深刻な影響を及ぼすものから、財産的な損害を被る恐れのあるものまで多種多様ですが、いずれも渡航・滞在時の安全対策やトラブル回避の観点から、知っておく必要があると思われる事案について、個々に情報提供することを目的としています。

また、情報自体は速報的な性質であっても、対象とする事案は一過性のものは少なく、中には危険情報の内容更新(場合によっては、危険情報のレベルの引き上げ)に繋がるものもあります。

近年では、2025 年 2 月 27 日に「ミャンマー・タイ国境付近の詐欺拠点に関する注意喚起(タイ)」としてスポット情報を発出しました。

イ 安否確認等の実施

緊急事態が発生した際には、構築した連絡網に従い、タイ国内所在の会社がそれぞれの社員及び家族の安否を取りまとめて日本側の本社等に報告してください。

在留届未提出の在留邦人の方、「たびレジ」未登録の短期渡航者の方は、速やかにその所在を大使館又は総領事館に連絡してください。

また、各人から日本の家族への連絡は、情報通信網の混乱から、すぐにできないことも想定されます。このような場合は、焦らず、時間をおいてから行うようにしましょう。

ウ 避難・退避の実施

(ア) 避難の実施

事態が悪化した場合は、情勢を見極め、ホテルまたは各企業等が決めた一時避難場所へ避難してください。

生命、身体、財産に危害が及び、または及ぶ恐れがある場合は、管轄警察署に通報し、救護を求めるなどの措置をとるとともに、その状況を大使館または総領事館に通報してください。

なお、情勢次第では、自宅で待機する方が安全なケースもあることから、軽挙妄動は慎み、テレビやラジオ等で正確な情勢の把握に努めてください。

(イ) 退避の実施

日本政府から退避勧告があった場合や、それ以前において事態が悪化し、危険が

急迫している場合は、各自の判断や所属先の判断等により、帰国または第三国への退避を検討してください。空路での退避が必要となる場合は、一般商用機が運航されている間に、タイミングを逸することがないように、可能な限り速やかに退避してください。

事態が緊迫化し、かつ一般商用機が利用できない場合、状況により政府のチャーター機等の運航を行う場合があります。その際には、ラジオ、テレビ、大使館・総領事館ホームページ、在留届およびたびレジに登録されている電子メール、電話等の連絡先宛にお知らせしますので、情報入手方法を確保しておきましょう。

なお、各人または所属先の判断により国外に退避する場合は、退避手段や退避先を大使館又は総領事館にご連絡ください。退避時に連絡が困難な場合は、帰国後速やかに外務省領事局海外邦人緊急事態課にご連絡ください。



●外務省領事局海外邦人緊急事態課
+81-(0)3-3580-3311(外務省代表)

5 おわりに

(1) 大使館・総領事館からのお願い

不幸にして犯罪の被害に遭ったり、特異な体験をした場合には、警察等に事件を通報または相談するとともに、在タイ日本国大使館領事部邦人援護班または在チェンマイ日本国総領事館領事班にもお知らせください。お知らせいただいた情報を今後の予防広報等の参考にさせていただきます。

(2) 連絡先

在タイ日本国大使館

電話:02-207-8500、02-696-3000(代表)

02-207-8502、02-696-3002(領事部邦人援護班直通)

FAX:02-207-8511(領事部専用)

Email:ryouji-soumu@bg.mofa.go.jp

在チェンマイ日本国総領事館

電話:052-012-500

FAX:052-012-505

Email:zairyu@tm.mofa.go.jp

(注:在チェンマイ日本国総領事館の管轄は、チェンマイ、チェンライ、ランブーン、メーホンソーン、ランパーン、ナーン、パヤオ、プレー及びウタラディットの9県です。)

(3) 主要連絡先

ア 日本人関係団体

・タイ国日本人会 電話:02-236-1201(代表)

・チェンマイ日本人会

電話:052-000-871(平日 13:00~16:00)、FAX:052-000-871

・プーケット日本人会 電話:089-729-2321

・チョンブリ・ラヨーン日本人会 <http://www.crja.org/>

・泰日協会学校

バンコク日本人学校 電話:02-314-7797、02-314-7798、FAX:02-319-2251

シラチャ日本人学校 電話:03-833-9973、FAX:03-833-9978

イ 警察関係

・タイ国家警察(救急車の要請可) 191(全国共通)

・観光警察 1155

・入国管理局 1178 本部:02-572-8500

・入国管理局第1課(滞在許可関係):02-141-9889

・トンロー警察署 02-381-8853

・ルンピニ警察署 02-255-5994

・チャナソクラーム警察署 02-282-3166

・チェンマイ県警本部 053-247-180

・チェンマイ・ムアン郡警察署 053-814-313~4

・チェンマイ観光警察 053-212-146~8

・入国管理局チェンマイ事務所 053-201-1755~6

・パタヤ市警察署 038-420-804~5 082-799-9111

・プーケット県警本部 076-212-046

・プーケット市警察署 076-212-115

・プーケット観光警察 076-223-891~2

ウ 火災及び救急車

・火災通報(タイ警察の消防部門) 199

・救急車要請(タイ保健省管轄「ナレントンセンター」) 1669

エ 主な病院

【バンコク都内】

- ・バンコク病院 02-310-3000 02-310-3257(日本語専用)
- ・バムルンラード病院 02-066-8888 02-011-3388(日本語専用)
- ・サミティヴェート病院 02-022-2222 02-022-2122(日本語専用)
- ・BNH 病院 02-686-2700(代表) 02-632-1000(救急) 02-022-0831(日本語専用)

【チョンブリ県内】

- ・バンコクパタヤ病院 038-25-9999
- ・サミティヴェートシラチャー病院 038-32-0300 033-03-0100 内線 9

【プーケット島内】

- ・バンコクプーケット病院 076-36-1000 内線 1087、1088(日本語)

【チェンマイ県内】

- ・チェンマイ・ラム病院 053-920-300
- ・バンコク病院チェンマイ 052-089-888
- ・ランナー病院 052-134-777
- ・ラジャヴェー病院 053-801-999 内線 777(日本語)

オ 主な航空会社

- ・日本航空(JL)
001-800-811-0600(予約・問い合わせ 日本語フリーダイヤル)
- ・全日本空輸(NH)
1800-011-254((予約・問い合わせ 日本語フリーダイヤル)
- ・タイ航空(TG)
02-545-1000
- ・ベトジェット航空(VJ)
02-089-1909
- ・エアアジア航空(AK)
02-029-7862
- ・ZIPAIR(ZG)
81-3-6631-1223

(4)いざという時のための簡単タイ語

※ 男性は語尾に「カッ(プ)」、女性は「カー」とつけると丁寧になります。

助けて	「チュアイ・ドウアイ」
警察を呼んで	「リアッ(ク)・タムルアッ(ト)」
泥棒	「カモーイ」
火事	「ファイ・マイ」
車の事故	「ウバッティヘー(ト)・ロツ(ト)・ヨン」
ビルから転落	「トッ(ク)・ジャー(ク)・トウツ(ク)」
大けが	「バーツ(ト)・ジェッ(プ)・サーハッ(ト)」

重病	「プアイ・ナツ(ク)」
意識がない	「マイ・ルー・スツ(ク)・トウア」
溺れる	「ジヨム・ナーム」
名前は〇〇です	「チュー・〇〇」
今〇〇にいます	「トーン・ニー・ユー・ティー・〇〇」